

P T A 会則

品川区立豊葉の杜学園 P T A

P T A会則

第1章 総則

(名称、所在)

第1条 本会は、品川区立豊葉の杜学園P T Aと称し、事務局を豊葉の杜学園（以下「本学園」という。）内（品川区二葉1－3－40）に置く。

(会員)

第2条 本会は、本学園に在籍する児童及び生徒の保護者並びに教職員をもって会員対象とする。

- ①保護者並びに教職員は、入会に不賛同する権利を有する。
- ②会員は、退会届を提出することにより、退会の意思を表明することができる。

(会員の心得)

第3条 会員は、本会の目的達成のため、本会の活動に積極的に参加するとともに学校運営に対する理解を深め、これに協力する。

(目的)

第4条 本会は、会員が協力し、地域社会と連携しながら、教育に対する理解を深め、児童及び生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(方針)

第5条 本会は、次のとおり、活動方針を定める。

- ① 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- ② 特定の政党、宗教に偏ることなく、また営利行為等の活動は行わない。
- ③ 本学園の経営管理や人事には干渉しない。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会は、次の組織を置き、運営する。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 運営委員会
- ④ 専門部会（学年部、校外生活部、文化厚生部、広報部、リサイクル部）
- ⑤ 推薦委員会
- ⑥ 特別委員会

(総会)

第7条 総会を最高の議決機関とし、次のとおりとする。

- ①総会は、定期総会と臨時総会からなる。
 - ②定期総会は、毎年2回、年度初及び年度末に開催する。
 - ③臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。
- 2 総会は、次の事項について協議及び議決する。
- ①役員及び監査人事
 - ②前年度事業報告及び決算、並びに、新年度事業計画及び予算案
 - ③本会の会則または細則の改正
 - ④その他、これらに準ずる重要な事項

(総会の運営)

第8条 総会は、委任状を含む会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議長及び書記は、出席会員の中から選出する。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって成立する。

(役員会)

第9条 役員会は、役員で構成し、主に次のことを行う。

- ①総会、運営委員会及び歓送迎会の運営
 - ②学校、関連団体及び諸機関等との対外的な窓口となり、情報を会員または運営委員会への報告
 - ③その他必要に応じて本会全体としての運営及び活動に必要な事務処理
- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長として進行する。

(役員)

第10条 本会に、会員から選出した次の役員を置く。

- ①会長 1名(保護者)
- ②会長代行 1名(保護者)
- ③副会長 3名以上(保護者 2名以上、副校長 1名以上)
- ④書記 3名以上(保護者 2名以上、教職員 1名以上)
- ⑤会計 3名以上(保護者 2名以上、教職員 1名以上)
- ⑥会計監査 3名以上(保護者 2名以上、教職員 1名以上)

2 役員は14名以上(保護者10名以上、副校長1名以上、教職員3名以上)とする。

3 校長は、顧問とする。

(役員の任務)

第11条 役員は、本会の目的達成のために事業の企画、立案、執行等を行う。

役職毎の任務は次のとおりとする。

- ①会長は、本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。
- ②会長代行は、会長とともに本会を代表し、会務を統括する。会長が不在となった場合は、その職務を代行する。
- ③副会長・副校長は、学校との調整を図る。また、必要に応じ、会議に出席し、本会の活動の企画、運営に関して意見を述べ、相談に応じる。
- ④副会長は、会長・会長代行を補佐し、会長・会長代行が不在となった場合は、その職務を代行する。
- ⑤書記は、各会議の議事を記録、保管する。また、庶務をつかさどる。
- ⑥会計は、本会の予算を立案する。また、全ての金銭の出納を記録し、必要に応じて収支を報告し、総会に於いて会計監査を経た決算を報告する。
- ⑦会計監査は、会計事務の監査を行い、総会において監査の結果を報告する。

(役員の選出)

第12条 第10条に定める役員のうち、保護者が務める役員の選出は、次のとおり行うものとする。

なお、推薦委員会の委員は、役員との兼任を認めない。

- ①会員の中から推薦委員を選出し、推薦委員会を設置する。
- ②推薦委員会が、保護者の中より次期役員候補者を選出し、総会の承認を受ける。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。

- 2 役員が同じ役職を引き継ぐ場合は、連続3期までとする。ただし、会長・会長代行について、特別の事情がある場合、総会の承認を得れば、この限りではない。
- 3 役員に欠員が生じた場合、運営委員会の協議により選任できる。補充役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(運営委員会)

第14条 運営委員会を総会に次ぐ議決機関とし、次の事項について審議する。

- ①予算案、決算及び事業計画
- ②欠員した役員の選任
- ③その他、会務の執行に必要な事項

(運営委員会の構成)

第15条 運営委員会の運営は、次のとおりとする。

①役員、専門部部長、推薦委員会委員長、特別委員会委員長、管理職をもって構成する。

また、部長、委員長が必要とした場合、副部長、副委員長も出席することができる。

②運営委員会は、年度計画に基づき開催する。また、必要に応じて、会長が臨時運営委員会を招集できるものとする。

③運営委員会は、全委員の2分の1以上が出席しなければ、議決を決定することができない。

④運営委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって成立する。

(専門部会)

第16条 本会の活動を行うため、次の専門部会を置く。

①学年部

学年の教育について理解を深めるために、次の活動を行う。

- ア 当該学級及び学年をまとめ、諸問題の解決等、会員相互の親睦を図る活動
- イ 本校、本校PTA、PTA連合会、教育委員会事務局主催の事業等への参加
- ウ ベルマーク等の収集

②校外生活部

会員、学校、地域との連携を保ちながら、児童及び生徒が校外で安全かつ健全な生活ができるように、次の活動を行う。

- ア 交通安全指導
- イ 本校、本校PTA、PTA連合会、教育委員会事務局主催の事業等への参加
- ウ 地域健全育成協議会の立案及び運営

③文化厚生部

会員の教養に関すること及び福利厚生に関する次の活動を行う。

- ア 家庭教育学級の企画、運営
- イ 本校、本校PTA、PTA連合会、教育委員会事務局主催の事業等の参加

④広報部

会報の編集、その他本会の内外にわたる広報活動に関する次の活動を行う。

- ア 広報誌の発行
- イ 本校、本校PTA、PTA連合会、教育委員会事務局主催の事業等への参加

⑤リサイクル部

会員、学校、地域との連携を保ちながら、本学園の内外にわたる環境活動に関する次の活動を行う。

- ア 制服リサイクル活動（主に、特定の公開日に受付にて制服の回収を行う）
- イ 本校、本校PTA、PTA連合会、教育委員会事務局主催の事業等への参加
- ウ その他のリサイクル活動

(委員の選出)

第17条 前条に定める専門部会の委員の選出方法等は、次のとおりとする。

①各学年より、保護者の互選により、委員を選出する。

②前号の選出は、下記の通りとする。

学年部	1～9年生	各3名
校外生活部	1～9年生学級数	各1名
文化厚生部	1～9年生学級数	各1名
広報部	1～9年生	各2名
推薦委員会	1～9年生	各2名
リサイクル部	1～6年生	各2名
	7～9年生	各3名
前期課程・後期課程5組より		各1名

③専門部会において、互選により部長1名及び副部長2名を選出する。選出された部長は、運営委員会に出席しその活動状況を報告する。

(任期)

第18条 専門部会の委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(教職員)

第19条 教職員は委員として各部を担当する。

(各専門部会の会議)

第20条 各専門部会の会議は、次のとおりとする。

①部長が必要と認めたとき、または、部員からの請求があったとき、部長が招集し、開催する。

②各専門部会は、協議結果報告を作成し、運営委員会に報告する。

(推薦委員会)

第21条 推薦委員会は、次のとおりとする。

①推薦委員会は、各学年から学級数程度の保護者を選出し、構成する。

②推薦委員会は、委員長1名及び副委員長3名（保護者2名、教員1名）を選出する。選出された委員長は、運営委員会に出席しその活動状況を報告する。

③推薦委員会は、1月末までに会員の中から次期役員候補を選出し、年度末総会で会員に報告し、承認をうける。

④推薦委員の任期は、その任務が終了したときとする。

(選挙管理委員)

第22条 推薦委員会に、選挙管理委員を置く。

2 選挙管理委員は、選挙による役員選出の事務を行う。

3 選挙管理委員は、役員会で合議のうえ、会員から2名選出する。

(卒業対策委員)

第22条の2 9年生各学級から保護者の互選により、2名程度の卒業対策委員を選出する。

2 卒業対策委員は、卒業生の記念品選定及び卒業を祝うための企画・運営を行う。

(特別委員会)

第23条 特別な目的遂行のため、必要により運営委員会の承認を経て特別委員会を設けることができる。

第3章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

(会費)

第25条 会員の会費は次のとおりとする。

① 児童及び生徒、一人につき年額3,360円(月額280円)とし、一括納入とする。ただし、兄弟姉妹がともに在学している場合は、二人目からは半額とする。

② 年度途中に会員の転入又は転出がある場合、在会した月数に応じて会費を調整する。

③ 会費の変更については総会の承認を必要とする。

(年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第27条 本会の予算及び決算は、運営委員会での作成及び審議を経たのちに、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第28条 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第4章 個人情報保護

(会員の個人情報取扱)

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

附則

第1条 本会則は、平成25年4月1日から適用する。

第2条 本会則は、平成26年1月25日から一部改定して、適用する。

第3条 本会則は、平成28年4月1日から一部改定して、適用する。

第4条 本会則は、平成31年4月1日から一部改定して適用する。

第5条 本会則は、令和2年4月1日から一部改定して適用する。

第6条 本会則は、令和3年4月1日から一部改定して適用する。

第7条 本会則は、令和4年4月1日から一部改定して適用する。

第8条 本会則は、令和6年4月1日から一部改定して適用する。

第9条 本会則は、令和7年4月1日から一部改定して適用する。

第10条 本会則は、令和8年7月1日から一部改定して適用する。

慶弔規定

令和4年4月1日改定

会員等の慶弔について、次のように規定する。

- 1 慶の部
対象者なし。
- 2 弔の部
(ア) 保護者 10,000円
(イ) 児童及び生徒 10,000円
(ウ) 会員以外..... 5,000円
(校医、元PTA会長、(元)町会長、教育委員会関係者等)
但し、協議による。
- 3 見舞いの部
会員の児童及び生徒を対象とする。
(ア) 2週間以上入院の病気、けが等の場合 ... 3,000円
(イ) 災害 ... 協議による。
- 4 前記規定以外の事項は、運営委員会で協議決定する。
なお、前記規定以外の事項で、緊急の対応が必要な場合は、役員会で協議決定
のうえ、運営委員会に報告するものとする。